## 一般社団法人日本発達心理学会 国際奨励賞選考規則

2018年3月22日 制定 改正 2020年3月20日

(目 的)

第1条 「国際奨励賞選考委員会規程」第4条に基づく選考業務は、この規則の定めるところによる。

(対 象)

- 第2条 選考の対象は、締め切り日までに郵送およびメールで応募してきた自薦・他薦の会員(以下、「応募者」という)とする。
- 2 同一会員に対して重ねて授与することはしない。

(方 法)

- 第3条 応募者の英文国際誌掲載論文等について、次の3つの観点から総合的に評価する。
- (1) 論文の出版年または近傍年の「掲載誌のインパクトファクター」の合計値(応募者が用意)
- (2) 代表的研究業績となる論文3編(応募者が用意)に対する評価
- (3) 研究成果の発達心理学への貢献度の評価
- 2 国際奨励賞選考委員会は、受賞候補者を決定し理事会に諮る。その年度は受賞者なしと決定してもよい。

(改 定)

第4条 この規則の改定は、理事会で承認を得るものとする。